

一六

陸軍中尉本多章外七十一名叙位取消
並叙位日附變更の件

宗秩宗總督



立書 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長



昭和三十九年七月

陸軍省

官報局

宮内省

並除公日所變更の件
陸軍中尉本多章外七十一名除公限前

陸軍中尉本多章



宣
内
奉
昭和二十一年九月十七日

考
昭和二十一年九月十七日



陸軍中尉本多章外七十一名
並敍位日附變更の件
取消

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年九月十七日

内閣總理大臣 吉田 茂

日
閣

内閣總理大臣

内閣書記官長

陸軍中尉本多章外七士名は量に叙位登念になりまして
今般別紙記載の事實が判明致しまして今更恐縮の次第であらま
すが叙位取消並社位日附變更の儀上奏し良しと思ひます

内閣

正同	從同	從同	從同	從同
七	五	六	七	七
位	位	位	位	位
同年六月五日	同年五月十一日	同年五月七日	同年五月十日	同年五月十日
陸軍大尉	陸軍中佐	陸軍中佐	陸軍中尉	陸軍中尉
柳澤時夫	太田貞次郎	近藤正治	本多章	本多章

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になり
 ましたる何れも進級前に既に戦歿していられたことが今
 度判明しましたので任官取消になつた上は相当位も
 特に御取消し下さる様上申致しませう

正 延和三年八月一日 陸軍大尉從七位 走川 茂
 正 同三年七月十六日 陸軍大尉從七位 井上 彌作
 正 同三年七月 陸軍大尉從七位 藤 震 三
 正 同三年八月一日 陸軍大尉從七位 藤 震 三
 右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下に
 なりおししが進級前既に戦歿していたこと今度
 判明しましたので任官取消になった上は相当位も
 特に御取消し下さる様上申し致します

延和三年八月一日 陸軍大尉從七位 走川 茂
 同三年七月十六日 陸軍大尉從七位 井上 彌作
 同三年七月 陸軍大尉從七位 藤 震 三
 同三年八月一日 陸軍大尉從七位 藤 震 三

延和三年八月一日
 同三年七月十六日
 同三年七月
 同三年八月一日

恭不特使証しつとる様申上申一改し申上

先照し申上つていふ所何故証しつとる様申上

右と指す御物に証しつとる様申上

同治五年八月一日 陸軍中尉正八位 神谷 正春

同治五年八月一日 陸軍中尉正八位 神谷 正春

同治五年八月一日 陸軍中尉正八位 神谷 正春

同治五年八月一日 陸軍中尉正八位 神谷 正春

同治五年八月一日 陸軍中尉正八位 神谷 正春

右の者は頭書の通り官等相當位として叙位宣下に
なりおしたるが進級前既に戦死してゐたことが今度判
明いたしましたので任官取消となつた上は相當位も特に
御取消し下さる様申上申一改し申上

内閣人閣位 四七七 然

昭和三十九年九月十五日 戦死	昭和三十九年七月七日 戦死	昭和三十九年七月十八日 戦死	昭和三十九年七月十日 戦死	昭和三十九年七月十一日 戦死	昭和三十九年七月十六日 戦死	昭和三十九年七月十七日 戦死	昭和三十九年七月十七日 戦死
同	同	同	同	同	同	同	同
陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉	陸軍少尉
丸山 榮市	中田 一夫	唐澤 正太郎	内山 傳八	芳忠 秀太郎	遠藤 知士	清水 義幸	今谷 觀二

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になりまし
たが進級前既に戦死していたことが今度判明しました
たので任官取消になつた上は相当位も特に御取消し
下さる様上申致します

昭和二十年九月六日 海軍技術大尉 從七位 松尾 正義

昭和二十一年九月六日 海軍技術大尉 從七位 江島 信 義

右者各頭書の通り叙位發令されたが、松尾海軍技術大尉
は昭和十九年七月十日、江島海軍技術大尉は同年七月二
十五日孰も戦死したの下、その叙位を取消されたい。

海軍

内閣人頭位第六四九

昭和二十年九月十五日 海軍大尉 從七位 福田 富二男

右者頭書の通り敍位發令されたが、昭和二十年三月四日
戦死したことが判明したので、眞に恐れ入りますがその
敍位を取消されたい。

海軍

昭和二十年九月十五日
從七位
海軍中尉
正八位
水越 眞二

昭和二十年九月十六日
從七位
海軍中尉
正八位
野田 政男

同
同
同
同
西村 三郎

同
同
同
同
磯野 善吾

同
同
同
同
五十嵐 平八

右者各頭書の通り敍位發令されたが、水越海軍中尉は昭和十九年九月二十日、野田、西村、磯野、五十嵐海軍中尉は昭和二十年二月二十日孰も戦死したことが判明した

海軍

[Faint handwritten text in vertical columns, mostly illegible]

の下、眞に恐れ入りますが、その綬位を取消されたい。

（Faint handwritten text in vertical columns, likely names and ranks, mostly illegible due to fading.)

内閣人辭位簿 六三九 號

昭和二十年八月十五日
正 八 位
海軍少尉
野 田 政 男

同
同
西 村 三 郎

同
同
磯 野 善 吾

同
同
五十嵐 平 八

右者各願書の通り綬位發令されたが、孰も昭和二十年二月二十日戦死したことが判明したので、眞に恐れ入りますが、その綬位を取消されたい。

海 軍

昭和二十年九月十五日
海軍中尉 正八位 佐々木 基

右者頭書の通り、綬位發令されたが、昭和二十年二月二十日戦死したことが判明したので、眞に恐れ入りますがその綬位を取消されたい。

[Faint vertical text in columns, likely bleed-through from the reverse side]

昭和二十年四月二日 海軍大尉 從七位 砂原岩雄
右者頭書の通り敍位發令されたが、昭和十九年十月十一
日戦死したことが判明したので、眞に恐れいりますがそ
の敍位を取消されたい。

海軍大尉 從七位 砂原岩雄
昭和十九年十月十一日戦死したことが判明したので、眞に恐れいりますがその敍位を取消されたい。

内閣人閣位第六四二號

昭和二十年九月十五日 海軍主計大尉 從七位 岡田 敬

右者頭書の通り敍位發令されたが、昭和二十年九月一日
戦死したことが判明したので眞に恐れ入ります。がその敍
位を取消されたい。

[Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

内閣入閣 六〇〇

昭和二十年九月十五日
叙 從七位

海軍中尉

正八位

金

森

巧

昭和二十年九月十五日
叙 從七位

海軍中尉

正八位

工

藤

啓二郎

右者各頭書の通り叙位發令されたが、金森海軍中尉は昭和二十年四月十六日、工藤海軍中尉は同年八月一日に孰も戦死したことが判名したのでその叙位を取消された

海

軍

海

軍

勲人閣位第六六〇

昭和二十年九月一日 海軍中尉 正八位 和田 健三

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 金澤 正

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 兒島 義夫

右者各頭書の通り敍位發令されたが、和田海軍中尉は昭和十九年十一月二十日、釜澤海軍中尉は昭和二十年六月一日、兒島海軍中尉は同年六月八日孰も戦死したことが判明したので、眞に恐れ入りますがその敍位を取消され

昭和人閣
シハス

昭和二十年四月一日
海軍中尉 正八位 山崎 正 乙

右者頭書の通り、位被令されたが、昭和十九年十二月二十五日戦死したことが判明したので、真に恐れ入ります
がその位を取消されたい。

たい。

内閣入閣位勅 六三〇 號

昭和二十年三月十九日 海軍中尉 中田 庄平

石者頭書の通り敍位發令されたが、今般昭和二十年二月二十日戦死したことが判明したので、真に恐れ入ります
が、その敍位の日附を戦死の日に変更されたい。

海軍中尉 中田 庄平
昭和二十年三月十九日
勅 六三〇 號

昭和二十年五月二十一日
海軍少佐 正七位 田中 正登志

右者頭書の通り敍位適合されたが、今般生存しあること
判明したの下 ^{後取消の上は} 七の敍位を取消されたい。

海軍

海軍

昭和二十一年八月十日

内閣官房人事課長

復員第二復員局人事課長



戦位取消について照會

八月十日復二秘人第二八〇番戦位取消について申渡された左記の者は、各
頭書の通り今次戦争作戦從事中戦死した者であるが、通信連絡遅延のため
、戦死報告戦位發令後となつたので取消されるやう取計はりたい。

記

昭和十九年七月十日 ニューギニア方面 戦死 海軍技術大尉 松尾正彦
(昭和二十一年七月十日進達復二秘人第九八號海軍大尉尾本吉男外一千六百九名山二十六枚目表)

昭和十九年七月二十五日 ニューギニア方面 戦死 海軍技術大尉 江島信彦
(右同 四十五枚目表)

Table with multiple vertical columns, mostly blank or containing very faint text.

昭和二十一年九月十日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



敍位取消について照會

九月十日復二秘人第五九號敍位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十年三月四日 馬來西方海面 戦死 海軍大尉 福田 富二男
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平頼親榮外二千七十九名中四枚目妻)

昭和二十一年九月七日

内閣官房人事課長殿

復員局第二復員局人事部長



殺位取消について照會

九月七日復二秘人第五〇四號殺位取消について申渡された左記の者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告殺位發令後となつたので、その殺位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和十九年九月二十日 此島方面 戦死 海軍中尉 水越 眞一

(昭和二十年八月三十日 進達海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中六十二枚日書)

昭和二十一年二月二十日 佛川沿岸 同 同 野田 政男

(昭和二十一年八月二十一日 進達復二秘人第三七三號海軍大尉戸島清藤外三十九百七十七名中百七枚日書)

同 同 同 同 西村 三郎 百十四枚日書)

(石同)

同
右同

同

同

同

五十嵐

平

八

百二十一枚日裏

昭和二十一年九月七日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

被位取消について照會

九月七日復二秘人第五五號被位取消について申渡された左記の者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告被位發令後となつたので、その被位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和二十年二月二十日 佛印沿岸 戦死 海軍少尉 野田 政 男 (昭和二十年八月八日進達海軍第一八七四號海軍少尉丸山 昂外三千二百六十四名四百四十六枚目表)

同 (石同) 同 同 同 四 村 三 郎 百五十九枚目表)

同 (石同) 同 同 同 磯 野 善 吾 百六十二枚目表)

同 (石同) 同 同 同 五十嵐 平 八 百六十七枚目表)

昭和二十一年九月五日

内閣官房人事課長殿

復員局第二復員局人事部長



叙位取消について照會

九月五日復二秘人第四〇號叙位取消について申渡された左記の者は、曠書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和二十年二月二十日 比島方面戦死 海軍中尉 佐々木 基
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第一三七一號海軍大尉金子 正外八百八拾六名中十四枚目裏)

昭和二十一年九月五日

内閣官房人事課長殿

復員局第二復員局人事部長



殺位取消について照會

九月五日復二秘人第四三號殺位取消について申謀された左記の者は、願書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告殺位發令後となつたので、その殺位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和十九年十月十一日 本州南方海面 戦死 海軍大尉 砂 原 岩 雄
(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下千百五十一名中一枚目表)

昭和二十一年九月五日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



殺位取消について照會

九月五日復員第二局人事課長殿
八八號殺位取消について申渡された左記の者は、頭書
の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため
戦死報告殺位受命後となつたのでその殺位を取消されるやう取計はれたい
記

昭和二十年九月一日 比島ミンダナオ方面 戦死 海軍主計大尉 岡田
（昭和二十年八月三十一日進達海軍主計大尉衣笠 實外六百八拾六名中三十三
三十三夜目裏） 敬

昭和二十一年九月三日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

九月三日復二秘人第四五八號叙位取消について甲牒された左記の者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和二十年四月十六日 セブ島方面 戦死 海軍中尉 金 林
昭和二十年八月三十日 進達海秘人第二三七〇號 海軍大尉 平瀬 稔 架外二千七十九名中三十六枚目表
昭和二十年八月一日 バダン方面 同 同 工 藤 啓二郎
六十枚目裏

(右同)

昭和二十一年九月十一日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

九月十一日復二秘人第五九號叙位取消について申渡された左記の者は、各頭書の通り今次戦争作戦在軍中孰も戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はりたい。

記

昭和十九年十一月二十日

比島方面

戦死

海軍中尉

和

田

健

三

(昭和二十一年八月二十日)

進達復二秘人第三六三號

海軍中尉

大尉鈴木榮一

外一千二百八十一名

中五十七枚

日巻

昭和二十年六月一日

同

同

同

金

澤

正

(昭和二十年八月三十日)

進達海軍秘人第三七〇號

海軍中尉

大尉平瀬維榮

外二千七十九名

中六十一枚

日巻

昭和二十年六月八日

(右同)

スマトラ島北東海面戦死

海軍中尉

兒

局

義

夫

三十三枚

日巻(三十三枚目表)

昭和二十一年九月十二日

復員局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



級位取消について照會

九月十二日復二秘人第五三七號級位取消について申牒された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告級位發令後となつたので、その級位を取消されるやう取計はれた

記

昭和十九年十二月二十五日 比島方面 戦死 海軍中尉 山崎 正 乙

(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍入尉池田佐重以下千百五十一名中二十六枚目表)

昭和二十一年八月二十九日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位日附更正について照會

八月二十九日復二秘人第四二四號叙位日附更正について申牒された左記の者は頭書の日附で戦死と認定され同日附叙位發令された者であるが、今般別紙記載の日附で戦死したものと判明したので叙位發令日附を更正されるやう取計はれたい。

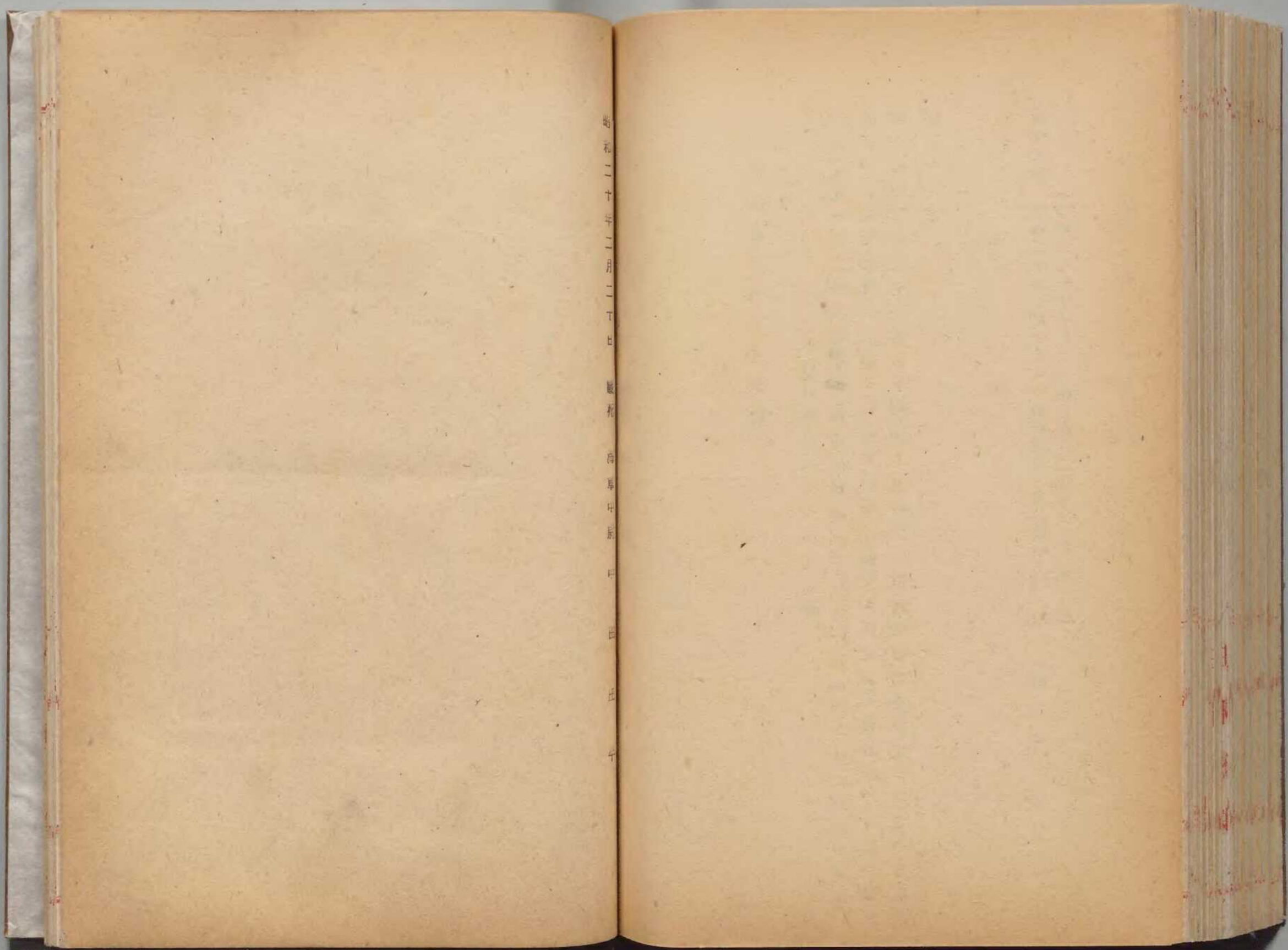
記

叙從七位

昭和二十年三月十九日 戦死認定 海軍中尉 中

田 庄 十

(昭和二十一年一月二十四日進達二復秘人第三九一號)



昭和二十年二月二十日
東京
高等
中
等
学
校
学
生
会
議
事
録

昭和二十一年八月十五日

復員總局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

八月十五日復二級人第三四六號叙位取消について申牒された左記の者は昭和二十年五月二十一日戦死同日海軍少佐に進級し、その相當位として同日附從六位發令されたが右は南支那海に於て乗艦沈没の際行方不明となり萬生存の見込ないものとして戦死と認定處理されたが、終戦に伴ひ生存しあること判明したので、前記特殊進級を取消されたことから、本叙位も取消されるやうに取計はりたい。

記

海軍少佐 田中 正登 志 (昭和二十年十二月十五日進達)
二復員人第九四號

一復業位第九二號

昭和二十一年八月 日

復員廳總裁 男爵 藤原喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿



陸軍中尉 本多 章外三名敘位取消の件 上申
追て右の者に対する関係書類は新情勢に
基いて整理を行つたため不明につき然る
べく御取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

一ノ陸軍中尉猪谷博外八名叙位取消の件上申
基の上ノ整理も行つたも不照ナシカ然
進了右ノ者ノ整理も関係書類は新情勢に
陸軍中尉猪谷博外八名叙位取消の件上申

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和三年九月 日

一復業位第二〇號

一復業位第二〇號

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎
内閣總理大臣 吉田 茂 殿

陸軍中尉猪谷博外八名叙位取消の件上申

進了右の者ノ対する関係書類は新情勢に
基いて整理を行つたため不明につき然るべ
く御取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

一復業位第九號
昭和二十一年九月 日
後皇廳總裁男爵幣原喜重郎
内閣總理大臣 吉田 茂 殿

陸軍中佐今岡久夫外一名敘位取消の件上申

追て右の者に対する関係書類は新情勢に
基いて整理を行つたため不明につき然るべ
く御取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

一復業位第一九號

陸軍大臣 吉田茂殿
復員廳總裁男爵幣原 喜重郎
内閣總理大臣 吉田茂殿

昭和二十一年九月 日

復業位第一九號

昭和二十一年九月 日

官報不登載

陸軍大臣 久世等外三名叙位取消の件上申
追て右の者に対する関係書類は新情勢に基
て整理したため不明につき然るべく御取計ら
願ひます



官報不登載

官報不登載

陸軍軍醫大尉

中川泉 叙位取消の件上申
追て右の者に対する関係書類は新情勢に基いて
整理を行ったため不明につき然るべく御取計ら
い願ひます

陸軍軍醫大尉 吉田茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和三十一年九月 日

復業位第百五號

昭和三十一年九月 日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

陸軍軍醫大尉 中川泉 叙位取消の件上申

追て右の者に対する関係書類は新情勢に基いて
整理を行ったため不明につき然るべく御取計ら
い願ひます

官報不登載

加其不登載

〆檢の上

勘當の行したるものも、是れを以て、其の如く、入帳に於て、
勘當の行したるものも、是れを以て、其の如く、入帳に於て、
勘當の行したるものも、是れを以て、其の如く、入帳に於て、

内閣總理大臣吉田茂殿

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

昭和二十一年九月一日

復業位第〆八號

復業位第〆八號

昭和二十一年九月一日

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

内閣總理大臣吉田茂殿



陸軍大尉走川茂外二名殺位取消の件上申

追つて右の者に対する関係書類は新精勢に
基いて整理を行つたため不明につき然るべく
御取計らひ願ひます

官報不登載

ノ時無ノ事也

徳兵半之ニ懸コトナレ

其ノ上ノ御書ノ存シテ亦也ト出スルハ其ノ人ノ
御ノ上ノ御書ノ存シテ亦也ト出スルハ其ノ人ノ
御書ノ存シテ亦也ト出スルハ其ノ人ノ

大蔵省大蔵大臣吉田茂殿

昭和二十一年九月一日

復業位第...号

復業位第...号

昭和二十一年九月一日

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

内閣總理大臣吉田茂殿



陸軍中尉神谷正春叙位取消の件上申

進下右の者に對する關係書類は新情勢に基いて
整理を行つたため不明につき然るべく御取計らい
願ひます

官報不登載

内閣總理大臣吉田茂

陸軍中尉伊藤治郎外六名叙位取消の件上申
追て右の者に対する関係書類は新清勢に基いて
整理を行つたため不明につき然るべく御取計ら
い願ひます

復業位第...
昭和三十一年九月 日
復員廳總裁男爵幣原喜重郎
内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復業位第...
昭和三十一年九月 日
復員廳總裁男爵幣原喜重郎
内閣總理大臣 吉田 茂 殿

官報不登載

官報不登載

〇〇〇〇

陸軍少尉上高勝美外二十名叙位取有の件上申
追て右の者に對する閣原書類は新精勢に基いて
整理を行つたため不明につき然るべく御取計らい
願ひます

一復業位第五號

昭和二十一年九月 日

復員廳總裁 男爵幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



官報不登載

陸軍少尉上高勝美外二十名叙位取有の件上申

昭和二十一年九月 日

復員廳總裁 男爵幣原 喜重郎



復二秘人第五一九號

昭和二十一年九月十日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大尉福田富二男の級位取消について別紙の通り申渡
する。

復二秘入第 五〇四 號

昭和二十一年九月七日

復員總總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 俊

海軍中尉水越真二外四名の級位取消について別紙の通り申牒する。

海 軍

復一秘入第 五〇五 號

昭和二十一年九月七日

復員廳總裁 男爵 蔭 原 喜藏 郎



内閣總理大臣

吉

田

茂

豐

海軍少尉野田政男外三名の叙位取消について別紙の通り申候する。

海

軍

219
付文

復二秘人第 四八〇 號

昭和二十一年 九月 五日

復員總總裁 男爵 幣 原 喜重郎



内閣總理大臣

吉田

茂 巖

海軍中尉佐々木 基の級位取消について別紙の通り申渡
する。

復二秘人第 四八三 號

昭和二十一年九月五日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大尉砂原岩雄の叙位取消について別紙の通り申渡す
る。

海軍

海軍

復二秘人第

四八八號

昭和二十一年九月五日

復員總總裁

男爵

幣

原

喜

重

郎



内閣總理大臣

吉田

茂 殿

海軍主計大尉岡田 敏の救位取消について別紙の通り申
渡す。

復二秘人第四五八號

昭和二十一年九月三日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉金祿 巧外二名の級位取消について別紙の通り申
渡す。

海軍

復二秘人等 五二九 號

昭和二十一年九月十一日

復員總總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣

吉

田

茂

敏

海軍中尉和田健三外二名の殺位取消について別紙の通り
申渡す。

官報
不登載

復二秘入第 五三七 號

昭和二十一年 九月 十二 日

復員總務 男 府 略 順 專 重 郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 藏

海軍中尉山崎正己の職位取消につき別紙の通り申渡す
る。

海
軍

復二秘人第 田二四 號

昭和二十一年八月二十九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉中田庄平の叙位日附更正について別紙の通り申
渡す。

219.7

付受

218.8

付受

海

軍

本件を叙位の取消を専らで準備中
 運使取消を補任課下誤つてかの
 書類と共に送付したつたので之を
 取り直し、故に採ふべき事柄補任
 課にも良く連絡をいたします
 本件をよろしくお察しなす
 尚運使取消を
 後ニ社人オニ九号(ニ、八、〇、由裁(一))
 道使を
 海社人オニ四三号(一、〇、〇、ニ、由裁(一))
 下しなす



取
 男
 附
 略
 浪
 豊
 重
 郎

戊
 時



位取消について別紙の通り申渡

219
 付

海
 軍

復二極人第 二四七 號

昭和二十一年 八月二十五 日

復員廳總長 男 野 略 辰 喜重郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 樹

海軍少佐田中正登表の被位取消についても別紙の通り申渡す。

海軍

219 付

一七

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

勅諭



地方技師藤哲夫敍位取消の件

示



昭和三十一年九月十九日
官報

官内省

海軍